未来へはばたく 人財育成資金給付金

未来へはばたく

人財育成資金給付制度とは?

戸田市名誉市民である戸田中央メディカルケアグループ名誉会長の故中村隆俊様から、本市在住の中学生及び高校生の教育の向上・振興のため、平成29年1月に2億円の寄付をいただきました。

グローバルな今の時代、未来の宝である 子供たち、特に経済的な理由により修学困 難な子供でも平等に世界に飛び込める後押 しとなる制度を創設してほしいとの中村様 の御意向を受け制度を開始しました。

国公立高等学校 奨学給付金

海 外 体 験 給付金



中村名誉会長からのメッセージ 学びは、皆さんの可能性を無限に広げてくれます。 強い気持ちを持って世界へ、 そして未来へはばたいてください。 心から応援しています。

令和3年4月から対象拡大し、保護者が就学援助を 受けている方も対象になりました!

非課税世帯・生活保護世帯に加え、新たに保護者が就学援助を受けている 方を対象に、授業料以外の学習費や海外体験にかかる費用を支援します!

戸田市教育委員会事務局 教育総務課

国公立高等学校奨学給付金

国公立高等学校における授業料以外の教科書代や学用品、学校外活動にかかる費用の一部を給付(返済不要)します。

対象者

●以下の要件をすべて満たす者

- ・戸田市に住所を有すること。 (遠隔地の国公立高等学校へ通うため一時的に市外に居住する場合を除く。)
- ・申請者及びその者と同一の世帯に属する者が市税を完納していること。
- ・戸田市立中学校に在籍し、成績優秀にして成業の見込みがある者で、当該在籍する中学校の校長が推薦したものであること。**※成績要件を満たす必要があります**。
- ・国公立高等学校に入学を許可される見込みであること。
- ・修学の意欲が旺盛であること。
- ・次のいずれかに該当する者であること。
 - ア. 申請する年度における市町村民税の所得割を課されている者がいない世帯に 属する者であること。
 - イ、申請時において、生活保護法に規定する被保護者であること。
 - ウ. 申請時において、就学援助を保護者が受けている者であること。

給付額

月額15,000円 (年額180,000円)

給付の流れ 在籍する学校で申請書を配布しますので、市が指定する期限までに申請してください。

申請者

申請書類を市に提出

指定する期日までに提出してください。

選抜結果通知書等を市に提出

指定する期日までに提出してください。

1月 2月 3月上旬 3月中旬 3月末

市

申請書を配布

学校で申請書を 配布します。

決定通知の送付

3月上旬までに決定通知書を送付します。

奨学給付金の給付

口座に給付金を振り込みます。

◆提出書類

- · 高校奨学給付金申請書(第1号様式)
- ・申請者の世帯全員の市税に未納がないこと を証明する書類(市税完納証明書)
- 成績証明書
- ・中学校の校長の推薦書
- 連帯保証人の課税証明書及び市税完納証明書
- ・申請者に係る次のいずれかの書類
 - ア. 申請者の世帯全員の課税証明書又は 非課税証明書(いずれも市民税の所 得割が課されていないもの)
 - イ. 生活保護被保護証明書
 - ウ. 就学援助費受給児童生徒認定通知書(写)

海外体験給付金

豊かな国際感覚と国際社会に生きる日本人としての自覚と責任感を養うため、戸田市国際交流協会が実施する青少年海外派遣事業に参加する費用の一部を給付(返済不要)します。

対象者

●以下の要件をすべて満たす者

- ・戸田市に住所を有すること。
- ・申請者及びその者と同一の世帯に属する者が市税を完納していること。
- ・戸田市国際交流協会が実施する青少年海外派遣事業への参加を許可された者である こと。
- ・国際交流の意欲が旺盛であること。
- 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア. 申請する年度における市町村民税の所得割を課されている者がいない世帯に属する者であること。
 - イ. 申請時において、生活保護法に規定する被保護者であること。
 - ウ. 申請時において、就学援助を保護者が受けている者であること。
- ・過去に海外体験給付金の給付を受けていないこと。

給付額

海外派遣事業に係る費用のうち、パスポートの取得等個人的な費用を除く 自己負担分の全額

給付の流れ

戸田市国際交流協会が実施する青少年海外派遣事業への参加を許可された生徒に申請書を送付しますので、市が指定する期限までに申請してください。

申請者

海外派遣事業応募

戸田市国際交流協会に 提出してください。

申請書類を市に提出

指定する期日までに 提出してください。

5月

6月中旬

6月下旬

7月中旬

市

申請書の送付

戸田市国際交流協会が実施する 青少年海外派遣事業の選考試験 合格者に申請書を送付します。

決定通知の送付・海外体験給付金の給付

7月中旬に決定通知書を送付し、旅行事業者に給付金を振り込みます。

◆提出書類

- ・海外体験給付金申請書(第10号様式)
- ・申請者の世帯全員の市税に未納がないこと を証明する書類(市税完納証明書)
- ・連帯保証人の課税証明書及び市税完納証明書
- ・申請者に係る次のいずれかの書類
 - ア. 申請者の世帯全員の課税証明書又は 非課税証明書(いずれも市民税の所 得割が課されていないもの)
 - イ. 生活保護被保護証明書
 - ウ. 就学援助費受給児童生徒認定通知書(写)

表深へ底底定人財育成資金給付金



- **Q1** 市町村民税の所得割の額がないかどうかは何を見て確認すればよいですか?
- 本1 市・県民税(非)課税証明書で確認できます。「市民税所得割額」がO円であるならば、「市民税均等割額」がO円でなくても未来へはばたく人財育成資金給付金の対象となります。
- **Q2** 生活保護を受給していますが、給付金を受給すると収入認定されてしまいますか?
- **A2** 就学のために必要と認められる額については、生活保護における生業扶助収入認定から除外されます。
- **Q3** 連帯保証人が必要とのことですが、 条件について教えてください。
- A3 戸田市内に居住し(※)市区町村民税を課税され、市税を完納していることが条件です。

※戸田市内に連帯保証人がいない場合は、1都6県(東京都、神奈川県、千葉県、 埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県)に居住されている方も同様の条件で連帯保 証人の資格を有することができます。

●お問い合わせ

戸田市教育委員会事務局 教育総務課

〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1 電話 048-424-9582(直通) 平日8:30~17:15

FAX 048-443-9033

E-mail kyo-somu@city.toda.saitama.jp

戸田市ホームページにも給付金に 関する情報を掲載しています。 市へ提出する書類のダウンロード もできますので、ご利用ください。

